

平成29年第2回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成29年6月16日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	6月22日 午前10時00分		
	閉 会	6月22日 午前11時26分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	島 袋 誠
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	2	上 原 祐 希	3	與那嶺 透
職務のため議場 に出席したもの	事務局長	我那覇 尚 一	書 記	松 田 洋 子
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	喜屋武 治 樹	経 済 課 長	我那覇 隆 文
	副 村 長	中 原 茂 仁	住 民 課 長	田 場 盛 史
	教 育 長	新 城 敦	福祉保健課長	仲 村 美奈子
	総 務 課 長	島 袋 輝 也	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	當 山 清 巳	会 計 管 理 者	與那嶺 敏 秋
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	与 那 満		
建 設 課 長	嶺 井 雄 二			

平成29年第2回今帰仁村議会定例会

議事日程第5号

平成29年6月22日（木曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第33号	平成29年度今帰仁村一般会計第2回補正予算について	討論・採決
2	議案第34号	平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について	討論・採決
3	議案第35号	反訴の提起について	説明・質疑 討論・採決
4	同意案第4号	今帰仁村農業委員会の委員の過半数を認定農業者等としないことについて	討論・採決
5	同意案第5号	今帰仁村農業委員会の委員の任命について	討論・採決
6	同意案第6号	今帰仁村農業委員会の委員の任命について	討論・採決
7	同意案第7号	今帰仁村農業委員会の委員の任命について	討論・採決
8	同意案第8号	今帰仁村農業委員会の委員の任命について	討論・採決
9	同意案第9号	今帰仁村農業委員会の委員の任命について	討論・採決
10	同意案第10号	今帰仁村農業委員会の委員の任命について	討論・採決
11	同意案第11号	今帰仁村農業委員会の委員の任命について	討論・採決
12	同意案第12号	今帰仁村農業委員会の委員の任命について	討論・採決
13	同意案第13号	今帰仁村教育委員会の教育長の任命について	討論・採決
14	陳情第4号	運天地区大北墓から百按司墓に至る階段等の緊急整備に関する陳情書	報告・質疑 討論・採決
15		閉会中の所管事務調査申出書（総務文教委員会）	
16		閉会中の所管事務調査申出書（経済建設委員会）	

○ 東恩納寛政 議長 皆さん、おはようございます。平成29年今帰仁村第2回定例会最終日になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「議案第33号 平成29年度今帰仁村一般会計第2回補正予算について」を議題といたします。

本案に対しては、山城 太議員ほか3人からお手元に配りました修正の動議が提出されております。これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 おはようございます。

平成29年6月22日

今帰仁村議会議長 東恩納 寛政 殿

提出者 山城 太
〃 與儀 常次
〃 與那嶺 好和
〃 玉城 みちよ

議案第33号今帰仁村一般会計第2回補正予算に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

議案第33号平成29年度今帰仁村一般会計第2回補正予算に対する修正案

議案第33号平成29年度今帰仁村一般会計第2回補正予算の一部を次のように修正する。第1条中「1億4,866万4,000円」を「1億4,816万4,000円」に、「58億3,784万2,000円」を「58億3,734万2,000円」に改める。

第1表歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

(歳入)

款	項	金額 (千円)
19 繰入金		50,949 51,449
	1 繰入金	50,949 51,449
歳入合計		148,164 148,664

(歳出)

款	項	金額 (千円)
7 商 工 費		16,299 16,799
	1 商 工 費	16,299 16,799
歳出合計		148,164 148,664

平成29年度今帰仁村一般会計補正予算

平成29年度今帰仁村一般会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ ~~1億4,866万4,000円~~ 1億4,816万4,000円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ ~~58億3,784万2,000円~~ 58億3,734万2,000円 とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月16日

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		996,711	68,297	1,065,008
	2 国庫補助金	686,656	68,297	754,953
16 県支出金		1,079,505	1,009	1,080,514
	2 県補助金	858,966	1,000	859,966
	3 県委託金	31,279	9	31,288
17 財産収入		16,297	2,246	18,543
	1 財産運用収入	16,295	2,246	18,541
18 寄附金		43,298	23,163	66,461
	1 寄附金	43,298	23,163	66,461
19 繰入金		174,699	50,949 51,449	225,648 226,148
	1 繰入金	174,699	50,949 51,449	225,648 226,148

款	項	補正前の額	補正額	計
21 諸 収 入		211,250	2,500	213,750
	4 雑 入	164,576	2,500	167,076
歳 入 合 計		5,689,178	148,664 148,164	5,837,842 5,837,342

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		71,457	399	71,856
	1 議 会 費	71,457	399	71,856
2 総 務 費		598,418	126,860	725,278
	1 総 務 管 理 費	475,087	126,144	601,231
	2 徴 税 費	83,338	625	83,963
	3 戸 籍 住 民 登 録 費	27,115	80	27,195
	5 統 計 調 査 費	364	11	375
3 民 生 費		2,124,562	2,455	2,127,017
	1 社 会 福 祉 費	1,081,415	2,285	1,083,700
	2 児 童 福 祉 費	1,043,147	170	1,043,317
4 衛 生 費		324,036	1,516	325,552
	1 保 健 衛 生 費	128,432	1,516	129,948
6 農 林 水 産 業 費		579,005	△3,649	575,356
	1 農 業 費	457,011	△4,610	452,401
	2 林 業 費	10,136	702	10,838
	3 水 産 業 費	111,858	259	112,117
7 商 工 費		233,148	16,799 16,299	249,947 249,447
	1 商 工 費	233,148	16,799 16,299	249,947 249,447
8 土 木 費		460,333	280	460,613
	1 土 木 管 理 費	13,108	△40	13,068
	2 道 路 橋 梁 費	172,131	△650	171,481
	3 河 川 費	55,987	0	55,987
	4 港 湾 費	212,861	850	213,711
	5 住 宅 費	6,246	120	6,366

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		659,277	4,004	663,281
	1 教 育 総 務 費	166,709	1,485	168,194
	3 中 学 校 費	30,581	408	30,989
	4 幼 稚 園 費	46,712	768	47,480
	5 社 会 教 育 費	154,845	697	155,542
	6 保 健 体 育 費	195,159	646	195,805
歳 出 合 計		5,689,178	148,164 148,664	5,837,342 5,837,842

○ 東恩納寛政 議長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 修正動議案について質疑いたします。

この修正動議を提出するに当たって、その理由、昨日の原案の質疑で大方わかってはいますが、改めて今回、また提出の理由をお伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 修正動議、これは原案の観光振興費のももクロイメントに対する50万円の削減の提出なんです、一般質問、そして原案の質疑等々も幾度となく行ったんですけども、質問に対して理事者側の答弁の矛盾を感じまして、今回は今帰仁村のピーアールとして特例で出す。しかし、次回同様なことがあっても出さないというような答弁がありました。そういう矛盾はこのイベントに関して全く反対ではありません。もっとやるべきだと考えております。しかし、ここに至るまでの経緯が余りにも未熟すぎます。その辺の疑念を感じてまして、次回その同様なことがあるのであればもちろん大いに出すべきものは出すというふうに考えております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 9番議員の答弁なんです、私が察するに観光協会のほうから行政側に対して手続上の瑕疵や不手際があったというふうなことをおっしゃっているのか、それを含めての今回の提出の理由なのか、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 そうですね、そういう諸々を踏まえての動議提出になりました。

○ 東恩納寛政 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 はい、大体理解いたしました。私の意見としましては、村が観光の振興と観光協会との連携を図るという立場上、補助金の支出は私もある程度理解はしています。そこで提出者の方々に確認をしたいのですが、観光の振興についてどのようにお考えなのか、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 こういったイベントを開催して、今帰仁村をピーアールをするのはもちろん大切なことだと思います。その中で今回の場合にはそういった諸々の不手際を感じますが、村と行政側との中に対しまして、本当に疑念を感じております。観光はもっと大々的にやるべきものだと思います。

先日も一般質問でも取り上げました。やんばる急行バスの側面、前面、後面に今帰仁村をピーアールできるようなものを文言を入れるとか、現在、SNSでもっと大々的に発信するとか、今帰仁村の魅力を発信して観光客を集めて、ここに宿泊ができるのであれば宿泊していただきたいんですけども、キャパも狭いですし、なかなかそういう状況にまだ至っておりませんが、人を集めることが大切だと考えております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 今の3番議員の件にちょっと説明いたします。

この修正動議を出したのは、一般会計補正予算と別々に審議、採決するために出しました。そうでないと、一般会計も否決となった場合、みんな否決という形になりますので、ということで別々にしないと協議できない。採決できないということがありまして、別にこれだけ抜き出して、50万円の削除としての修正動議であります。今さっきの観光云々でありましたけれども、皆さん3月議会の今の質問と違うんじゃないかな。この前、当局が3月定例会に観光を振興しようということで、経済観光課の課の設置のときは、皆さんの答弁と質問と全然違う、今のは。観光はどう思いますか。当局が観光と経済課を伸ばそうということで、二つの「経済」「観光」ということで課設置条例のときは、今の話の反対の言葉でした。私が聞きましたよね、皆さん今まで言ってきた「観光を伸ばしなさい」と言ったけど3月のときはそうではなかった。観光課を将来、クルーズ船も来るから観光を伸ばそうということで、経済観光課の課設置条例のときはそんな発言ではなかったですよ。今もまた違う。「観光を伸ばすことをどう思いますか」と質疑する。皆さん、3月の言葉ときょうの言葉は整合性が取られないんじゃないのか。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時10分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時11分)

ただいま3番與那嶺 透議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により特に発言を認めます。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 1番議員の説明といたしますか、に対して私も考えを今述べたいと思いますが、3月の議会で観光課という文言は削除するという修正動議については、観光振興を否定しているわけではございません。その辺は理解していただけていないものかなというふうに、今感じました。そこはやはりもっと議論を深めるべきではあったのかなというふうに感じております。改めて、今9番議員の方の観光振興については、お考え述べられましたが、あとは1番議員、8番議員、7番議員の観光の振興についてどうお考えなのか、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよ 議員 今回の動議案の提出者としてお答えします。

今回、観光協会のイベントとして民泊をこれまで進めてきて観光振興にもものすごく貢献されてきたかと思っております。今回の今帰仁城跡のももクロイベント、それに対しましても今帰仁村を強くピーアールする素晴らしいイベントとは思っております。しかし、今回、観光協会の取り組むイベントとして、企画・立案・提案、この部分がきちんと村行政とうまく進んでいなかった。もう先にブログの中で発表をされて、城跡でやりますよと。今帰仁城跡に関してはとても貴重な場所。世界遺産の登録場所でもありますし、で

はそこが既に教育委員会が使用の許可を出していたのかどうか、この辺もものすごく順番、企画・立案・提案。今回のやはり予算に対しても、村民の税金でありますので、当初の250万円の提案からは観光協会も、ものすごく自助努力をされたというのは認めます。しかし、今回のこの財政にしても、観光協会のことし平成29年度のされるイベントとして、どういうものがありますかという。このヒアリングとかもあると思うんですね。3月の予算を提案するにあたり、その提案にはなく、今回ブログで発表された。そしてそれから急ぎ足で企画・提案・立案をされてきた中で、今回、この50万円というのは私らとしても、今回のこの急なといいますか、急な提案にはいささか行政とのやり取りの中で、今回疑問を感じました。

○ 東恩納寛政 議長 8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和 議員 まず1点目にもクロという名前もわかりません。そして本土からファンが来ると言いますが、寝泊まりは今帰仁村で泊まらないで、奥間ビーチに泊まるという話も聞いています。今帰仁村でただイベントだけやって何が残りますか。そしてやる前に会長直々にこういうことをやりたいですからと、村長とか、課長と話し合いを持つべき問題ではないかなと思います。最初は250万円、次に200万円、できなければ50万円でもいいです。こんなでたらめな予算のつけ方はありますか。3月に決まっているんだったら観光協会の会長直々に来て、村長と企画、総務課と話し合いをしてやるのが常識だと思いますよ。予算を上げる以上は、それもなしでこれをやりますから補助をお願いしますということはおかしいです。これに賛成する人事態、私はどうかなと思います。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時17分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時17分)

ほかに質疑ありませんか。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 修正動議に対して、質疑させていただきます。

きのうの補正予算の中の質疑でもいろいろとありましたので、大分理解はしております。9番議員の今回、指摘しております村当局の今回は予算をつけるのに次年度以降、実行委員会としてもいろいろと前もって順番をしっかりと手順を踏んだとしても、今後イベントは認めない。補助金は出さないというところの矛盾はおかしいだろうと。これも私は同感であります。経緯が甘い、観光協会のですね、確かに瑕疵があると。これはもういろいろとこれまで説明とか、いろいろの中の経る中でやはりおかしいと、やはり観光協会の今回の提案のあり方は、それはもう否めない事実であります。その確か課長会にも、三回ほど収支予算の提案等を250万円200万円、50万円といろいろと渡って、提案があるというのも理解しております。課長会としては大変いろいろと議論はあったかと感じております。その中で、観光の今帰仁城跡のピーアール。城跡のピーアール、という意味合いでの村当局の説明であったと認識しております。確かに村のピーアールに関してはもちろん、全議員はやはりきょうの答弁を聞いていても、やはり村の観光に対しても前向きでありますし、そのピーアールに対しては何も問題ではないと。このイベントに対しても、やることには問題はないんだと。ただ今あるような内容がちょっとおかしいんじゃないというところでの、今回の修正動議というふうに理解はしておりますけれども、このやはり村のピーアール、実際、8番議員の大先輩はやはりももクロは知らないと思います。やはりただやはりそういう若い年齢層とか、その辺には絶大な人気があって、確かイベントをやるにも10万人規模で集客できるようなものすごく有名なアイドル

ルには間違いない事実であって、その方が今帰仁村城跡でイベントをされるということは、かなりなインパクトを与えているわけですね。実際にメディアでも取り上げてもらいますし、それに関しては課長会が観光城跡のピーアールとして、予算をつけましょうという説明には私は矛盾を感じてはおりません。その中で今後、同じことをやったとしても、予算をつけないということには矛盾を感じています。

その中で何が言いたいかといいますと、経済効果、確かに税金をかけています50万円。その辺を鑑みても私は9番議員、やんばる急行バスの今回、一般質問でも観光のピーアールに対してのすばらしい質問でも提案がありました。これは私はすごいと思いますし、これと今回のピーアールはある意味、ピーアールという観点からすれば同じものだと思っております。その中で本村に落ちる経済効果も含めて、やはり宿泊は本人は私は知りませんが、村外に泊まるかもしれない。だけど村外からいらっしゃる多くのお客様は村内にしっかりと泊まれるよう観光協会なりに努力して今やっているものと思っておりますので、経済効果も十分見込まれるだろうと思っておりますし、チケットの販売枚数におきましても、500人の定員に対して1,700人の応募はあると。その中で500人ではなく、やはり数をもう少しと100人ふやして600人にしましたと。そういう中で十分な経済効果も観光ピーアールも果たしていると認識しております。その中で、今迷走しておりますけれども、9番議員がやはり観光協会の今回の提案のあり方、やはりこの辺はおっしゃるとおりだと思っておりますよ。その中であって観光協会の監事、今は降りていると思うんですけれども。その中で観光協会に対して監事として、監督責任もあると思います。その中でこういった形で観光協会には話をされていたのか、ちょっと伺いたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 私もこの件に関しては周りからこんなに進んでいるものとは思わなくて、周りから聞いてびっくりして、その足で担当のほうに走って行って「あなたたちは暴走しすぎているんじゃないか」と、みんなわかるのかと、行政にちゃんと伝えてあるのかと確認しました。その中でいろいろ言いまして、担当のほうも「すみませんでした」とわびて、勉強になりましたとおっしゃっていました。そういう状況です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時23分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時23分)

2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 ただいまの説明の中でもありました監事としてもしっかり指摘しておりますということですので、これは理解しました。

ただそれがやはり徹底されていないというのは、やはり監事として、今回大々的に取り上げるのが正しかったのか、正しくないのかはちょっと私の中では疑問に思うところもあるんですが、こうやって指摘している観光協会はやはりその指摘をもとに、本来であればちゃんと確認をして、観光協会会長と日程を合わせて本来あるべきであつたらうと認識してあります。今回、私らも一般質問でも観光協会のあり方とか、村との連携というものは一般質問をさせていただいた中で、村として総合計画の中でも観光協会との連携のあり方をしっかりと明確にうたっております。観光協会を中心として、内外へ情報発信に努めるとともに、誘客促進や特産品開発、都市型観光ツアーの創出を推進しますと、そういう村の姿勢、連携を

しっかりと示している中で今の観光協会の確かにあり方といますか、村行政との連携のあり方はやはり問題がありますし、その辺は改善を求めていくべきだというふうに私も理解しております。

ただやはりこの村当局、行政側からの再三の答弁を聞いていても、やはりこの観光に対する今後の連携というところで、ものすごく大事な団体だという認識のもとでありますので、今回のイベントを私はまずは予算をつけている以上は、しっかりと成功させるべきであるという認識であります。この予算を協賛金ではなく、補助金だというふうな予算のつけ方もものすごく多分、いろいろと聞いたりする中で、つけ方もやっているとします。補助金もイベントがしっかりと収益事業である以上、黒字であれば補助金の額も、別に50万円、全額出すわけではないんだと。もしかしたら出さない可能性もありますし、この辺はやはり観光協会が村のピーアールのために頑張る以上、村としても後押ししなければいけないというこの姿勢は、私は評価すべきであると思っております。

観光に対する皆さんの考えも今回確認しております。1番さんの発言に対しましても、私はちょっと言いたいというんですけども、やはり私ら3月ですね、経済観光課に対して修正させていただきました。だからといって、そのときも話しましたが、観光振興に対して、私らは全くもって否定ではないんですね。私らはずっと推進していくべきだと観光産業は今後、今婦仁村の絶対的な推進していくべき柱となる事業でありますので、そこは認識していただきたい。その中でなぜ観光課を否定したのかということに関して、答弁の中でありましたので、あえて言わせていただきたいと思うんですが、私らの中で、そのときの状態のあり方がやはりまだ課内での協議であったり、行財政改革になりますので、その辺の熟度が増していない。ましてやこの観光に対する村の推進する具体案もまだまだ不明瞭である。そうであれば平成29年度中に行財政改革を行う中で、しっかりと経済観光課に対して、移行することを平成29年度で議論する中で、平成30年度に改めて提案することが私らとしては正しいやり方ではないかということで、質疑をさせていただきました。その辺の認識はしっかりと理解していただきたいと思っております。迷走しておりますので終わります。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありますか。1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 発言にあったので、答弁します。

2番議員が3月の話もあったんですが、次は経済観光課もできるでしょう。こういうことだと理解しています。私も一緒なんだよね、皆さん。私はイベントには反対ではないんだよね。今までのあり方に50万円云々が出ているから、修正動議を出しています。この間に観光協会もいっぱい勉強したでしょう。だったら来年は応援出すべきでしょうというのが今までの私たちの話です。今回は見送って来年から頑張ってもらいたいということで、一般質問でも議案でもやりました。だけど当局の説明が整合性が取れない部分もあって、修正動議を出して、極端なことを言えば50万円を取られないで、来年100万円、200万円を取ったほうがプラスでしょう。また来年、再来年も参加費、実行委員会の中に入って、実行委員長にならなくてもいい。これを進めるべきだと私は思っていますので、この修正動議を出しています。皆さんがいうのも一緒でしょう。時期が違ったということでしょう、役場の観光課に対してのまだ煮詰まっていないという説明でしたよね。30年まで1年も待つ必要はないと私は思っています。半年でも仕上がると思っています。役場は。みんな頑張っていますので、ぜひ次は手配してもらいたい。きょうは修正動議をしますけれども、

みんな思いは一つだと思っていますよ。もっと出してもらいたい。だけどこの案については、別々に出さないといけないから修正動議を出しています。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 やはり答弁に対するおっしゃっているのはわかります。今回50万円出すのではなく、来年度以降ちゃんと実行委員会の順序を追って、やるイベントにおいてもっと村はしっかりと取り組んで、それであれば補助金もしっかり上げるべきだというのは私もそうだと思います。ただその点に対する答弁の矛盾というのは私も感じておりますので、やはりこの辺は今後、私ら議員多分みんな気持ちは一緒だということで認識しておりますので、村当局に対して、この辺の思いはどんどん今後の議会の中でも発信していくべきだというふうに、私も認識しております。またこの私ら修正動議に関しても、確かに平成30年度に改めてと言いましたが、そこはもし早目にできるのであれば、もちろんそれも私は素晴らしいことだと思っておりますので、ただこの50万円の予算に対しては、行政が観光のピーアールのために城跡のピーアールとして、頭をひねって協賛ではなく補助金として、この収支黒字とかの状況を見ながらやっていくというふうにあくまでも観光のピーアールとして、村としては後押しをしていきたいということで認識しておりますので、そういうふうな理解しております。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時33分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時33分)

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。まずは原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

次に、原案に反対者の発言を許します。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 議案第33号 平成29年度今帰仁村一般会計第2回補正予算について。27ページの歳出7款商工費、2目観光振興費の19節今帰仁城跡PRももクロイイベント補助金50万円ですが、この補正と別に分けて修正動議出ていますので、19節のももクロの件について、反対の立場で討論いたします。

これは一般質問とまた議案等ともいろいろ議会で出ました。議会中、一般質問中、当局の答弁が整合性が取れない答弁がありました。今もいろいろと聞いて、私たちはこのイベントに反対ではありません。来年は大いに頑張って100万円、200万円も村民のためにだったらPRのためにやってもらいたい。だけど、今まで観光協会の説明も聞いて、また観光協会の職員の聞き取りもした結果、全然そういうでたらめな方法では理解できない。それと観光協会の職員とも協議されていないのがありまして、それと理事会にも諮っていない。1人、2人の暴走で独断と偏見という形でイベントをなされている状況のもと、これは50万円は出すのは、来年、再来年でもいいということで反対いたします。この原案は、話題がまた来年出るでしょう。ぜひ自分たちで頑張って今帰仁村の活性化につながれば来年も頑張ってお出してもらいたい。だけど今回は見送ってもらいたい。よって、補正予算の第7款商工費、観光振興費のももクロイイベント補助

金の50万円については反対いたします。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに反対討論ありますか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

次に、修正案に対して討論を行います。

まず修正案に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

次に、修正案に賛成者の発言を求めます。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 議会中、きのうまでいろいろ説明していました。この修正案は、別々に分けなければ動議・審議できないということで、修正案に至っております。よって、この50万円の削除については、修正案については賛成いたします。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから「議案第33号 平成29年度今帰仁村一般会計第2回補正予算について」を採決いたします。

まず、本案に対する山城 太議員ほか3人から提出された修正案については、起立によって採決をいたしますが、この際、起立しない議員の取扱いについてお諮りします。

この採決は、起立により行いますが、起立しない議員は本案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

それではそのように決定します。

それでは、本修正案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○ 東恩納寛政 議長 「起立少数」です。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案については、起立によって採決します。

原案に賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○ 東恩納寛政 議長 「起立多数」です。したがって、「議案第33号 平成29年度今帰仁村一般会計第2回補正予算について」は原案のとおり可決されました。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時40分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。

(再開時刻 午前10時40分)

日程第2. 「議案第34号 平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について」を議題

といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第34号 平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第34号 平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3. 「議案第35号 反訴の提起について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長

議案第35号

反訴の提起について

次のように反訴を提起することについて、議会の議決を求めます。

1 事 件 名 工作物収去土地明渡事件
(本訴：那覇地方裁判所名護支部平成29年(ワ)第20号)

2 事件の概要

平成28年7月19日付け、本訴原告から司法書士事務所を通じ別紙物件目録2記載の土地を終戦直後より占有しており、村当局へ測量・分筆登記及び所有権移転登記を求める旨の上申書が提出された。

登記簿上「国頭郡今帰仁村」が所有者として登記されており、村当局として本訴原告が求める所有権移転は容認できない旨回答し、それを受けた本訴原告が代理人を通じて村を相手取り所有権確認等請求事件として提訴した。

本訴裁判において、仮に村が勝訴し、所有権が今帰仁村に帰属する判決が出た場合であっても、あくまで、本訴原告らの請求が認められなかったというだけであり、それだけでは、村から本訴原告らに対し、強制的に土地の明渡し等を求めることはできない。

よって、本村は、請求の趣旨記載のとおり判決を求めて、反訴を提起するものである。

3 当 事 者 反訴原告 沖縄県国頭郡今帰仁村字仲宗根219番地
(本訴被告) 国頭郡今帰仁村

上記代表者村長 喜屋武 治樹

反訴被告 沖縄県名護市

(本訴原告)

4 請求の趣旨

(1) 反訴被告は、反訴原告に対し、別紙物件目録3記載の工作物を取去して、別紙物件目録2記載の土地を明け渡せ。

(2) 訴訟費用は反訴被告の負担とする。

5 訴訟遂行の方針 必要がある場合は、上訴し、又は和解するものとする。

平成29年6月22日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

土地所有権確認等請求事件について、反訴を提起するには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とするため、この議案を提出します。

(別 紙)

物 件 目 録

1 所 在 国頭郡今帰仁村字湧川底川原

地 番 2275番1

地 目 山林

地 積 294,803.00平方メートル

2 上記1の土地のうち、別紙「地積測量図」記載の測点K1, K2, K3, K4, K5, K6, K7, K8, K01, 156, K02, K10, K11, K12, K14, K15, K1を順次直線で結んだ範囲の土地部分8300.64平方メートル

3 所 在 国頭郡今帰仁村字湧川底川原2275番1

種 類 コンクリート製基礎用の工作物

床面積 77.77平方メートル

以 上

- 東恩納寛政 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番與儀常次議員。
- 1番 與儀常次 議員 ただいま副村長からいろいろと事件の概要を読んでもらったんですけども、下のほう、仮に村が勝訴し、所有権が今帰仁村に帰属する判決が出た場合でも、あくまで本訴原告らの請求は認められなかったということだけであり、それだけでは村から本訴原告らに対し、強制的に土地の明け渡しを求めることはできないとありますけれども、勝っても土地は今帰仁村に戻らないのか。今帰仁村のものになるけど、すぐ明け渡しをしなさいと言えないのかどうか、わかる範囲でいいので答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時46分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時46分)

當山清巳企画財政課長。

- 當山清巳 企画財政課長 1番與儀常次議員の質疑について、説明いたします。

今、提案しています事件概要の中の中段のほうの話だと思えますけれども、そういう話があるので、再度我々のほうから、当初は本訴被告となっていますけれども、それを反訴のほう、要するに戦うために反訴、原告として、裁判で戦っていくために今回、原案として議会の議決を求めるために提出している状況であります。あと2ページ目の5のほうでは、必要がある場合は上訴し、そういった考えでこの提案をいたしています。

○ 東恩納寛政 議長 中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長 補足で説明させていただきます。

こちらの土地につきましては、別紙の物件目録の3番にありますようにコンクリート製基礎用の工作物などもつくられていることもありまして、これについてもきちんと撤去していただかないといけないということがありまして、今の現在の訴訟に勝っただけですと単に所有権が77.77平方メートルの工作物につきましては、それは別途また強制的に取り外すようにというのは別の訴訟を起こさないといけないということになりますので、それはこの際、一緒に反訴を行って一つの裁判で終わらせるということをしてほしいというものであります。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 議案第35号について質疑いたします。

この中の5の中に「上訴し、または和解するもの」とありますけれども、この和解の条件がどのような条件なのか、質疑いたします。

○ 東恩納寛政 議長 中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長 和解の条件につきましては、裁判の進行状況と相手方の主張等によつての判断になりますので、今の時点はちょっとまだ明確にこういった場合は和解するといったことは言えないかなというふうに思っております。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 議案第35号について質疑いたします。

これは村有地を終戦直後から占有していると。何十年にもわたって自分たちがやっているんだという主

張をされております。それで村有地の明け渡しは向こうから求められていると。登記の書き換え、所有権移転を求められているということで認識しております。これは村有地を何十年も占有している場合の何十年もチェックされてなかったのかということも大変疑問であります。もしそれであればこの件だけではなく、もしこれが村が敗訴され、村有地が相手方のものになると仮定した場合、これ村有地が今後、もしかしたら無許可の中で耕作をしている人がもしかしたらいるかも知れないですし、その辺、いま一度村有地のチェックのあり方といった、この辺の説明を求めたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 2番上原祐希議員の質疑について説明いたします。

確かに今回の議案は戦後全て、燃えてからわからなくなったりということで、その中で琉球政府時代においてもこれまで、その中でも何度か琉球政府の昭和の時代にこういう土地を明確化するという法的手続を何度も行われてきた。そういう中であの時代は昭和の時代はこういう今回の事例がありまして、職員が県の公文書館をいろいろと調べてきたらですね。そういう中で提議して、皆がそのときはかなり全てみんな現役で生きていらっしゃってみんな元気ですので、そういう中では承認を取りながら法的手続で所有権を明確にしてきたという経緯がありまして、今回、昭和も終わって平成ですよ、なぜ今ごろ、私個人としてはとてもこれがちょっと腑に落ちないのが、私の今は気持ちですね。議員おっしゃっていたそういう中ではありますが、今後どういったそういった村有地を確認していくかというのはかなり、今GPSとか、いろいろな図面もありますけれども、かなりそういったデータも古いもので、空から見たらわかるけど、実際何度か山の中に入ったことがありますけれども、入ると自分の場所がわからない。そういう状況もありまして、どういう方法を取るかという話であります、かなり把握は厳しいところもありますけれども、何がしかの確認作業を今後やっていく必要があるだろうというふうに考えています。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時53分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時53分)

島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまの件について説明いたします。

今現在、村有地の使われている状況、きちんとチェックしているかということでございますけれども、その件につきましては、現在、村内の所有地の確認作業を今進めている状況です。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時54分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時55分)

2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 今の課長の答弁で大体理解はいたしました。確かにあれはチェックしたらものすごい勾配地でありますし、村有地というのは多分相当あると思うので、チェックは難しいだろうと。法的手続も本来であれば、所有者がやっておくべき手続をしていない中で今ごろというのももちろん理解いたしました。ただ今回のこれをきっかけに、ないとも限らないと思いますよ。この判決事例は。もしも村有地が、これで相手方に渡った場合、いろいろなところで似たようなこれはもう判決事例として出てまいりますので、訴えられることも想定できると思うんですよ。それに対して、やはり今チェックしてい

ると。それに向けてチェックしているというのは理解いたしました。であれば確かに村有地のチェックは難しいと思います。その中で今回、その場所を確認に行った際に担当のほうから航空写真等で説明を受けました。その中で村有地というものもしっかり網を張ってわかりやすく説明していただいております。これは平成25年の航空写真を元にとということでありまして、航空写真の中に平成25年が一番新しいということでありました。4年前でちょっと古いものなるかもしれませんが、例えばですけれども、この村中の航空写真を元に、今今回の土地に関しては村有地を網かけられているので、村有地全体的な見直し、またチェックしつつそれが村有地である証拠として、もし村有地に触れている人がもしかしたらいるかもしれないじゃないですか。そういうのをチェックするために今ある村有地を航空写真にこういうふうに網かけすることは可能ではないかなと思っているんですが、必要だと思うんですが、その辺の答弁求めます。

○ 東恩納寛政 議長 當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 ただいま2番上原祐希議員の質疑について説明いたします。

先ほど総務課長からも答弁がありましたように、平成25年と古いデータではありますが、村有地に網かけをした形の図面で見られるような形になっていますので、チェックですか、そういったのはやっていく必要が出てくるだろうとそういうふうに考えています。こういう図面の下図はできていますので、ちょっと古いだけの話です。最新ではないという話ですよ。でも戦後の話に比べたら、4年、5年前ということですよ。こういう図面はあるということです。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時58分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時59分)

當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 2番上原議員の質疑について説明します。

説明不足でありました。村有地網かけすることは可能であります。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 私の質疑が悪かったのかなと思いますが、すみません。航空写真に対して、村有地を網かけすることは可能だということですので、これはやはり早期でやっていく必要があるんじゃないかなと思います。これは確か、この土地を何十年以上、20年とか、10年とかありますよね。20年を使用していると、こういう所有権移転をする権限が生まれるとか、確かにそういう法律もあったと思うんですけれども、今、あるデータが平成25年なので十分これは証拠として使えると思いますし、何十年もここでチェックできれば、何十年も私らは使用していますよということとは言えない証拠になると思いますので、これは早期に整備する必要があるだろうと考えております。

またもう一つ、これは建物だけ撤去なんですけれども、これは森林を相当破壊されているんですけれども、この辺の復元等はどうなるのかも含めて、これをしっかりやっていくことと、またこの木の伐採等の状況の回復等もどうなるのかも含めてあわせて質問したいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 ただいま2番上原議員の質疑について説明いたします。

この事案が発生して、私も担当と現場に行きまして、ここは今は戦後ではなくて、今は国定公園区域に

設定されていまして、それがあまして、こういう無届けでの伐採がありましたので、県の担当のほうとも調整する中で手続きをさせようということをやっていたんですけれども、指導してあとは県のほうも現場は確認しています。ただ現状が今、相手側から訴訟といいますか、これが提起されているということで、県のほうもこの裁判の動向を見て確定したその後に県のほうもこれに対しては確定を見て指導していくという調整になっています。

○ **東恩納寛政 議長** ただいま2番上原祐希議員の質疑が既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により特に発言を認めます。2番 上原祐希議員。

○ **2番 上原祐希 議員** ただいまの原状回復等については理解いたしました。

この村有地、やはり村の大切な財産であります。それを今後もしっかりと守り続けていくためにもやはり今ある村有地を歩いて職員がチェックするわけにはいかないのです、この航空写真を元にしっかりと村有地をわかりやすく網かけしていく必要があると考えます。その辺、また村長の最後、答弁を求めて終わりたいと思います。

○ **東恩納寛政 議長** 喜屋武治樹村長。

○ **喜屋武治樹 村長** ただいまの質疑にお答えいたします。

今回の件については、所有権移転で村が訴えられたわけですけれども、これに対して村がまた反訴の提起ということで、今回議案を提案しております。非常に残念なことではあります。これはこの今、上原議員の質疑の中でありましたように、長年向こうがいろいろと耕作とかしているのに、村が何もチェックもしていなんじゃないかということは相手の弁護士のほうからもありました。それに対して、村の考えはやはり皆さんも現場に行ってみるとわかるように、かなり嵐山の道路ですね、お土産店とかある道路からもかなり中に入っております、やはり村が回ってチェックするとかというのは非常に難しい場所でありました。先ほど企画財政課長からも答弁がありましたように、これは裁判でどういう結論が出るかはまだわかりませんが、今後そういう例も予想されるのではないかと思います。特に古宇利あたりもいろいろな土地のトラブルもありますので、この機会に今村有地の再確認ですか、そしてこれまでは村民からこちらに何か村有地だけ、何か勝手に使われているんじゃないかとかいう情報がある場合は、すぐ現場に行けるんですが、そうではないところはかなり難しい状況もありますので、今回のこの裁判の提起を機会に村有財産を村民の大事な財産ですから有効に守っていくために見直すべきところは見直しをして、再調査をしてそれにまた必要な予算もどのぐらいになるのか、検討してやっていきたいというふうに考えています。

○ **東恩納寛政 議長** ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ **東恩納寛政 議長** 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ **東恩納寛政 議長** 「討論なし」と認めます。

これから「議案第35号 反訴の提起について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり採決決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第35号 反訴の提起について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 「同意案第4号 今帰仁村農業委員会の委員の過半数を認定農業者等としないことについて」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「同意案第4号 今帰仁村農業委員会の委員の過半数を認定農業者等としないことについて」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「同意案第4号 今帰仁村農業委員会の委員の過半数を認定農業者等としないことについて」は、同意することに決定しました。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前11時08分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。

(再開時刻 午前11時08分)

日程第5. 「同意案第5号 今帰仁村農業委員会の委員の任命について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「同意案第5号 今帰仁村農業委員会の委員の任命について」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

「同意案第5号 今帰仁村農業委員会の委員の任命について」は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前11時09分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。

(再開時刻 午前11時09分)

ただいまの「同意案第5号 今帰仁村農業委員会の委員の任命について」は、全会一致で同意することに決定いたしました。

日程第6. 「同意案第6号 今帰仁村農業委員会の委員の任命について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「同意案第6号 今帰仁村農業委員会の委員の任命について」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

「同意案第6号 今帰仁村農業委員会の委員の任命について」は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

「同意案第6号 今帰仁村農業委員会の委員の任命について」は、全会一致で同意することに決定いたしました。

日程第7. 「同意案第7号 今帰仁村農業委員会の委員の任命について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「同意案第7号 今帰仁村農業委員会の委員の任命について」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

「同意案第7号 今帰仁村農業委員会の委員の任命について」は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

「同意案第7号 今帰仁村農業委員会の委員の任命について」は、全会一致で同意することに決定いたしました。

日程第8. 「同意案第8号 今帰仁村農業委員会の委員の任命について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「同意案第8号 今帰仁村農業委員会の委員の任命について」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

「同意案第8号 今帰仁村農業委員会の委員の任命について」は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

「同意案第8号 今帰仁村農業委員会の委員の任命について」は、全会一致で同意することに決定いたしました。

日程第9. 「同意案第9号 今帰仁村農業委員会の委員の任命について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「同意案第9号 今帰仁村農業委員会の委員の任命について」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

「同意案第9号 今帰仁村農業委員会の委員の任命について」は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

「同意案第9号 今帰仁村農業委員会の委員の任命について」は、全会一致で同意することに決定いたしました。

日程第10. 「同意案第10号 今帰仁村農業委員会の委員の任命について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「同意案第10号 今帰仁村農業委員会の委員の任命について」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

「同意案第10号 今帰仁村農業委員会の委員の任命について」は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

「同意案第10号 今帰仁村農業委員会の委員の任命について」は、全会一致で同意することに決定いたしました。

日程第11. 「同意案第11号 今帰仁村農業委員会の委員の任命について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「同意案第11号 今帰仁村農業委員会の委員の任命について」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

「同意案第11号 今帰仁村農業委員会の委員の任命について」は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

「同意案第11号 今帰仁村農業委員会の委員の任命について」は、全会一致で同意することに決定いたしました。

日程第12. 「同意案第12号 今帰仁村農業委員会の委員の任命について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「同意案第12号 今帰仁村農業委員会の委員の任命について」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

「同意案第12号 今帰仁村農業委員会の委員の任命について」は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

「同意案第12号 今帰仁村農業委員会の委員の任命について」は、全会一致で同意することに決定いたしました。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。(休憩時刻 午前11時15分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。(再開時刻 午前11時15分)

日程第13. 「同意案第13号 今帰仁村教育委員会の教育長の任命について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「同意案第13号 今帰仁村教育委員会の教育長の任命について」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

「同意案第13号 今帰仁村教育委員会の教育長の任命について」は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

「同意案第13号 今帰仁村教育委員会の教育長の任命について」は、全会一致で同意することに決定いたしました。

日程第14. 「陳情第4号 運天地区大北墓から百按司墓に至る階段等の緊急整備に関する陳情書」を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。山城 太総務文教委員長。

○ 山城 太 総務文教委員長

平成29年6月22日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東 恩 納 寛 政 殿

総務文教委員長 山 城 太

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、6月16日付託された陳情審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記

陳情報告について

受理番号	件名	審査結果	意見	措置
陳情第4号	運天地区大北墓から百按司墓に至る階段等の緊急整備に関する陳情書	採択すべきもの	<p>村教育委員会では百按司墓、大北墓、津屋口墓を「県文化財」として指定が受けられるよう取り組んでいる。</p> <p>大北墓から百按司墓に整備されている階段、手すりは長年放置され危険箇所が多く、また階段途中から百按司墓に至る山道は崩れ落ちる危険性が高い。「県文化財指定」を得るためにも、緊急に整備・補修が必要である。</p>	

○ 東恩納寛政 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

これから「陳情第4号 運天地区大北墓から百按司墓に至る階段等の緊急整備に関する陳情書」を採決します。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第4号 運天地区大北墓から百按司墓に至る階段等の緊急整備に関する陳情書」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第15. 「閉会中の継続審査申出書」の件を議題とします。

総務文教委員長から、目下、委員会において継続審査について会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

総務文教委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、総務文教委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第16. 「閉会中の継続審査申出書」の件を議題とします。

経済建設委員長から、目下、委員会において継続審査について会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

経済建設委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、経済建設委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議決事件の条項、字句及び、数字等の整理についてお諮りします。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。(休憩時刻 午前11時20分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。(再開時刻 午前11時26分)

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第2回今帰仁村議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

(閉会時刻 午前11時26分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政

署名議員 上 原 祐 希

署名議員 與那嶺 透